

## 第二部 計算結果證明報告

## 第二部 計算結果証明報告

- 1 責任範囲
- 2 証明の基準
- 3 計算結果証明

上記について、次の通り会計監査人からの監査報告書を受領している。

# 独立監査人の監査報告書

平成 28 年 7 月 22 日

西日本電信電話株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 日根野谷 正人 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 袖川 兼輔 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 柴崎 美帆 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成 9 年 12 月 19 日郵政省令第 91 号）（以下「第一種接続会計規則」という。）第 11 条の規定に基づき、西日本電信電話株式会社の第 17 期事業年度（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで）の接続会計財務諸表、すなわち損益計算書、使用平均資本及び資本報酬計算書、固定資産帰属明細表、設備区分別費用明細表及びその注記について監査を行った。

## 接続会計財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、第一種接続会計規則及び同規則第 10 条の規定により総務大臣に提出する基準及び手順に準拠して接続会計財務諸表を作成することにある。また、接続会計財務諸表の作成に当たり適用される財務報告の枠組みが状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。経営者の責任は、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない接続会計財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から接続会計財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に接続会計財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、接続会計財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による接続会計財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、接続会計財務諸表の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め接続会計財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の接続会計財務諸表が、すべての重要な点において、第一種接続会計規則及び同規則第 10 条の規定により総務大臣に提出する基準及び手順に準拠して作成されているものと認める。

## 接続会計財務諸表作成の基礎

（注）1 及び 2 に記載されているとおり、接続会計財務諸表は、西日本電信電話株式会社が第一接続会計規則第 10 条の定めにより、総務大臣に提出するために、第一種接続会計規則及び同規則第 10 条の規定により総務大臣に提出する基準及び手順に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## その他の事項

西日本電信電話株式会社は、上記の接続会計財務諸表のほかに、平成 28 年 3 月 31 日をもって終了する事業年度について、会社法の規定に基づき我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した計算書類及びその附属明細書をそれぞれ作成しており、当監査法人は、これらに対して、平成 28 年 5 月 9 日に別途、監査報告書を発行している。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

